

財務課契約業者等選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財務課所管の業務に係る入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 入札・契約事務の適正な執行のため、財務課に財務課契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は、別表1のとおりとし、委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指名競争入札の指名業者の選定
- (2) 一般競争入札の入札参加条件
- (3) 随意契約の見積書徴取に関する事項
- (4) その他委員長が審議を必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

- | | |
|------|--------------|
| 委員長 | 課長 |
| 副委員長 | 予算・契約・出納担当主幹 |
| 委員 | 経理・管財担当主幹 |

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。
- 4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審議の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(内申等)

第7条 第3条各号に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、当該業務を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

- (1) 財務課契約業者等選定調書
- (2) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
- (3) その他必要な資料

(決定)

第8条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、財務課長が決定する。

(秘密の保持等)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後（契約の相手方の決定後）に議事録の提供を希望する者に対し、財務課において情報提供を行うものとする。

なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

- 2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 3 第7条各号の資料は、前項に規定する期間は保存しなければならない。
- 4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、予算・契約・出納担当に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、財務課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 財務課工事請負等業者選定委員会設置要綱は、平成26年5月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月27日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和5年度の予算の執行及び令和4年度の予算で定める債務負担行為（令和4年度の支出予算の執行を伴わないものに限る。）に係るものから適用し、令和4年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。